

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）2 月 14 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例

札幌市印鑑条例（平成 3 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 12 条第 2 項中「ときは」の次に「、次項及び第 4 項の規定により申請する場合を除き」を加え、同条第 3 項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「本市の」の次に「使用に係る」を加え、「電子通信回線」を「電気通信回線」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 印鑑登録者は、前項に定めるもののほか、市長が別に定めるところにより、電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機と当該印鑑登録者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して、区長に対して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(2) 第 13 条中「前条第 3 項」の次に「又は第 4 項」を加える。

(3) 第 14 条中「同条第 3 項」の次に「又は第 4 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

印鑑登録証明書の交付について個人番号カードとスマートフォンを活用したオンライン申請を新たに開始するに当たり、印鑑登録証明書の新たな交付申請の方法を定めるため、本案を提出する。